

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小松市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させる危険を軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

予防接種に関する事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先の情報保護管理体制の確認及び秘密保持に関して契約に含めることにより万全を期している。

## 評価実施機関名

小松市長

## 公表日

令和3年9月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	(評価対象事務全体の概要) 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施または給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。 予防接種の実施に係る事務及び定期的予防接種を受けたことにより疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、健康被害救済の給付を受ける際の事務。  (特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容) 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①対象者に接種券の発行 ②接種記録の管理 ③予防接種に係る費用の徴収に関する事務 ④健康被害救済に係る事務
③システムの名称	総合行政システム
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一の10の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第8号 別表第二の17、18、19の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第10条  (情報提供の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第8号 別表第二の18の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第10条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	予防先進部いきいき健康課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 総合政策部 管財総務課 法制担当

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 総合政策部 ICT改革課
-----	--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年8月23日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年8月23日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない</b>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業員に対する教育・啓発</b>		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月26日	IIしきい値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計数か2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年9月1日 時点	平成28年10月3日 時点	事後	重要な変更項目でないため
平成29年7月1日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	③予防接種に係る費用を徴収しない者の把握	③予防接種に係る費用の徴収に関する事務	事後	事前通知事項に当たらないため
平成29年7月1日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要		④健康被害救済に係る事務	事後	事前通知事項に当たらないため
平成29年7月1日	I 関連情報3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第1(第10項)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一の10の項	事後	事前通知事項に当たらないため
平成29年7月1日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第17、18、19項)	(情報照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第7号 別表第二の17、18、19の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第10条  (情報提供の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第7号 別表第二の18の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第10条	事後	事前通知事項に当たらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月1日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署②所属長	いきいき健康課長 高見 幸子	いきいき健康課長 喜多 たか子	事後	重要な変更項目でないため
平成29年7月1日	I 関連情報7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	いきいき健康課	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 行政管理部 総務課 法制担当	事後	重要な変更項目でないため
平成29年7月1日	I 関連情報8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	いきいき健康課	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 総合政策部 ICT推進課	事後	重要な変更項目でないため
令和1年6月3日	I 関連情報7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 行政管理部 総務課 法制担当	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 行政管理部 管財総務課 法制担当	事後	重要な変更項目でないため
令和1年6月3日	I 関連情報8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 総合政策部 ICT推進課	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 総合政策部 ICT改革課	事後	重要な変更項目でないため
令和1年6月3日	IVリスク対策		追加	事後	様式変更に伴い
令和3年9月1日	I 関連情報7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 行政管理部 管財総務課 法制担当	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 総合政策部 管財総務課 法制担当	事後	所属名変更によるもの
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計数か2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年6月3日時点	令和3年8月23日時点	事後	重要な変更項目でないため
令和3年9月1日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	第19条第7号	第19条第8号	事後	番号法の改正に伴う修正